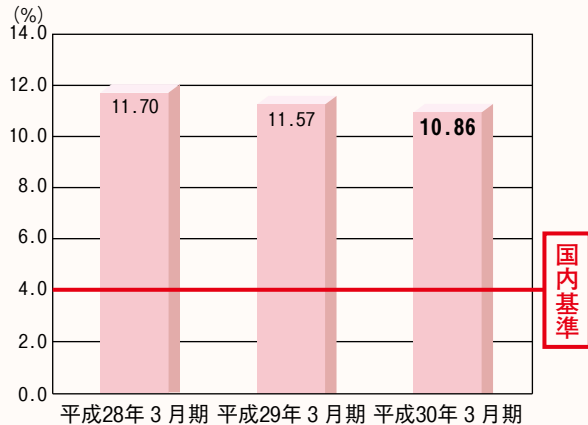


# 資産の健全性

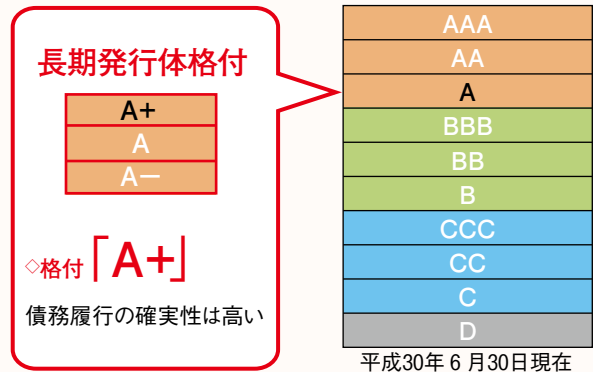
## 自己資本比率

当行は単体10.86%と自己資本比率規制の国内基準4%を大きく上回っております。



## 格付

株式会社日本格付研究所 (JCR) より長期発行体格付として「A+ (シングルAプラス)」という高いランクの格付を取得しております。



## 資産の自己査定と償却・引当

当行は「堅実経営」を堅持するため、資産の健全性確保には常に留意して取り組んでおります。

資産内容の点検につきましては厳格な自己査定を実施し、その結果に基づき回収不能と判定される貸出金を償却するとともに、回収可能性に疑念のある貸出金についても積極的に貸倒引当金を積み増すなど、資産内容の健全化に努めております。

今後とも不良債権の早期処理・発生防止を徹底し、資産の健全化を図り「堅実経営」の維持に努めてまいります。

## 自己査定・金融再生法開示債権・リスク管理債権 (単体)

自己査定結果 対象：総与信					金融再生法開示債権および保全状況 対象：総与信 要管理債権は貸出金のみ				(単位：百万円) リスク管理債権 対象：貸出金	
債務者区分 与信残高	分類				開示区分 与信残高	担保・保証 による保全	引当額	保全率	開示区分	貸出金残高
	非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類						
破綻先 1,084 <616>	416	190	— (9)	— (467)	破産更生債 権及びこれ らに準ずる 債権 6,206 <4,656>	4,548	1,658	100.00%	破綻先債権	1,083 <615>
実質破綻先 5,024 <3,942>	3,290	552	— (98)	— (1,082)	危険債権 25,702	21,291	1,754	89.66%	延滞債権	30,244 <29,161>
破綻懸念先 25,702	18,913	2,378	2,656 (1,754)		要管理債権 4,456	2,878	60	65.95%	3ヵ月以上 延滞債権	650
要 注 意 先					小計 36,364 <34,814>	28,717	3,473	88.52%	貸出条件 緩和債権	3,805
要管理先 7,171	3,575	3,596			正常債権				合計	35,783 <34,233>
要管理先 以外の 要注意先 281,868	171,450	110,417			1,803,125		1,97% <1.89%>		リスク管理債権の 総貸出金に占める割合 <>内は、部分直接償却実施後	1,97% <1.89%>
正常先 1,497,795	1,497,795				合計 1,839,490 <1,837,940>				貸出金計	1,809,336 <1,807,785>
合計 1,818,646 <1,817,096>	1,695,441	117,135	2,656 (1,862)	— (1,550)						

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。また、比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
 2. 総与信＝貸出金＋支払承諾見返＋外国為替＋貸出金に準ずる仮払金＋未収利息  
 3. 「自己査定結果」の分類額は引当後の計数で、( )内は分類額に対する引当金であります。  
 4. 当行は部分直接償却を実施しておりませんが、実施した場合の開示債権額を<>内に記載しております。  
 5. 「金融商品に関する会計基準」の変更により、自己査定結果は、私募債に係る支払承諾残高(簿価)及び分類額を除き、金融再生法開示債権及び保全状況は、私募債残高(時価)及び保全額を含みます。

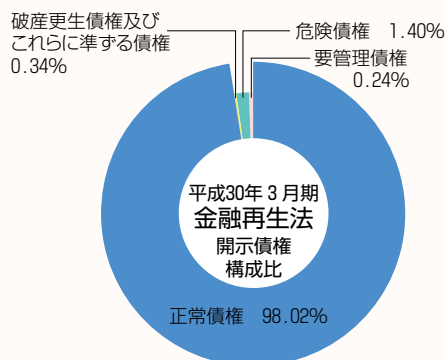
## ■金融再生法開示債権（単体）

不良債権比率1.97%

（単位：百万円）

債権区分	平成29年3月期	平成30年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	7,378	6,206
危険債権	29,900	25,702
要管理債権	5,720	4,456
小計	42,999	36,364
正常債権	1,720,640	1,803,125
合計	1,763,640	1,839,490
開示債権比率	2.43%	1.97%

- 金融再生法開示債権  
対象債権は貸出金の他、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返（私券債は時価額）です。
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権  
破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
- 危険債権  
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 要管理債権  
3ヵ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権です。
- 正常債権  
債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記の破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権以外のものに区分される債権です。



## ■リスク管理債権（単体）

（単位：百万円）

	平成29年3月期	平成30年3月期
破綻先債権額	2,139	1,083
延滞債権額	34,464	30,244
3ヵ月以上延滞債権額	543	650
貸出条件緩和債権額	5,177	3,805
合計	42,324	35,783
貸出金残高（末残）	1,738,217	1,809,336
貸出金残高に占める比率	2.43%	1.97%

## ■リスク管理債権（連結）

（単位：百万円）

	平成29年3月期	平成30年3月期
破綻先債権額	2,150	1,093
延滞債権額	34,814	30,271
3ヵ月以上延滞債権額	543	650
貸出条件緩和債権額	5,177	3,805
合計	42,685	35,820
貸出金残高（末残）	1,733,008	1,803,966
貸出金残高に占める比率	2.46%	1.98%

- リスク管理債権  
対象債権は貸出金のみです。
- 破綻先債権  
元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令に規定する事由（会社更生・再生手続・破産など）が生じている貸出金です。
- 延滞債権  
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- 3ヵ月以上延滞債権  
元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。
- 貸出条件緩和債権  
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。